

一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

国土交通省
神奈川県

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、進めております。

今般、国土交通省と神奈川県双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備や修繕に必要な財源の移譲や人員確保の仕組みが構築されること
- ②一般国道の移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
1号	藤沢市城南	茅ヶ崎市赤羽根	4	新湘南バイパス(側道)
1号	中郡大磯町大磯	小田原市風祭	20	西湘バイパス現道
1号	小田原市風祭	足柄下郡箱根町湯本	2	小田原箱根道路現道
16号	横須賀市走水	横浜市境	15	横浜横須賀道路現道
16号	相模原市橋本	東京都境	1	八王子バイパス現道
合計			41	

(四捨五入の関係で計が合わない)

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
1号	藤沢市城南	中郡大磯町大磯	13	新湘南バイパス現道
合計			13	

※直轄国道のネットワーク機能を確保する観点から、バイパスの現道区間については、バイパス供用後の移管が適切であるという国土交通省の考え方を踏まえ、上記区間は、新湘南バイパスの全線供用後に移管する。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
20号	東京都境	山梨県境	14	
246号	横浜市境	静岡県境	53	
合計			67	

以上。

一級河川の直轄区間の見直しに係る確認事項

国土交通省
神奈川県

一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議について、現時点において、移管について調整又は協議すべき水系はないが、今後の河川管理権限について、必要な財源の移譲や人員確保の仕組みが構築されることを前提として、神奈川県が提言した下記の内容については今後協議することを確認する。

記

神奈川県には、国が管理する一級河川として、相模川、鶴見川及び多摩川の3つの水系があるものの、いずれも「一つの都道府県内で完結」はしておらず、県単独での移譲対象の基準には該当してはいない。

しかしながら、「第1次勧告」では、「また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるように検討すべきである。」と、課題として指摘されている。

そこで、現在、着手あるいは計画されている直轄管理区間の整備が一定の水準に達した段階で、将来にわたる整備及び管理経費、必要人員など必要な詳細情報の提供と併せ、神奈川県をはじめ関係都県と、管理権限を移譲する方向で協議を行うこと。